

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県小田原市曾比1881番地
氏 名 宝栄産業株式会社
代表取締役 佐藤 啓二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である
~~第14条の2第1項~~
ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日
許 可 の 有 効 年 月 日

令和 8年 1月23日
令和13年 1月22日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん
以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8年 1月23日 (当 初 許 可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業者留意事項書

産業廃棄物収集運搬業を行うに当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に万全を期するとともに、下記事項に留意してください。

記

- 1 取り扱う産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物に限ること。
- 2 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、法に定められた収集運搬の基準を遵守すること。
- 3 帳簿を備えて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の8に定める事項を記載し、1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。
- 4 事業の全部又は一部を廃止したとき及び次の事項に変更が生じたときは、10日以内に届け出ること。
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 法で規定している法定代理人、役員及び政令で定める使用人
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する主要な施設の構造、規模及び設置場所並びに主要な設備の構造及び規模
- 5 産業廃棄物の収集運搬に当たっては、排出事業者と事前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2に定める委託契約を締結すること(二者契約)。

なお、排出事業者、処分業者を契約相手とする三者契約は行わないこと。

また、産業廃棄物管理票の交付を受け産業廃棄物の収集運搬を行うこと。
- 6 法定欠格要件に該当することとなったときは、2週間以内に届け出ること。
- 7 事業の範囲(業務の種類(積替え、保管を含む。)、取り扱う産業廃棄物の種類等)を変更しようとするときは、事前に許可を受けること。